労働者派遣事業に関する情報提供 (法第23条第5項)

許可番号	派 13-303400		
事業所の名称	ヤマコン株式会社 西船橋営業所		
事業所の所在地	〒273-0031 千葉県船橋市西船4-22-1 西船ビル3階		
連絡先	047-410-0571		
対象期間	2023年10月1日 ~ 2024年9月30日		

① 派遣労働者の数(2024年9月30日付)	55	名
② 派遣先事業所数	16	件
③ 労働者派遣に関する料金額の平均額 1日(8時間あたり)の額	15, 097	円
④ 派遣労働者の賃金額の平均額 1日(8時間あたり)の額	10, 795	円
⑤マージン率	28. 49	%

※マージン率には、下記事項が含まれています。

●社会保険・労働保険料、福利厚生費(健康診断費用他)、教育訓練・資格取得支援費用、 事務所賃借料、光熱費、派遣管理社員人件費、募集広告宣伝費用等の事業運営に必要となるもの。

⑥ 派遣法 第30条の4 第1項の労使協定を締結しているか否かの別等		締結している	
	当該協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者	
	当該協定の有効期間の終期	2025年3月31日	

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア・コンサルティン	キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先(TEL)			0120-636-911			
教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担		
入職時研修	新規入職者	派遣元	OFF-JT	有給	無償		
職能別研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償		
和联邦已为14月11岁		派遣先	OJT				
職種転換研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償		
111年1419年111日		派遣先	OJT				
階層別研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償		
		派遣先	OJT				

※上記教育研修の詳細なメニューにつきましては、別紙『教育訓練計画』にてご確認頂けます。